

# 令和8年度 信州ワーキングホリデー事業業務委託仕様書

この仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う標記事業を業務委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 目的

移住・二地域居住促進のため、都市部人材をターゲットに県の特色あるコンテンツを活かして「旅をするように仕事をしながら暮らす」体感プログラムを実施する。

## 2 業務名

令和8年度 信州ワーキングホリデー事業業務

## 3 事業実施場所

長野県内 等

## 4 事業実施期間

契約締結日 から 令和9年3月25日まで

## 5 委託業務内容

### (1) 実施地域

10地域程度

実施地域は県が選定する。

### (2) 受入事業者等の確定及び調整

県、市町村、関係団体及び受入事業者と連携し、募集期間、募集人数、賃金、休日等の情報を取りまとめ、参加者募集に備えること。

県、市町村、関係団体と連携して、新規の受入事業者の開拓を行うこと。

※受入事業者は、次の要件を満たす者とする。

①本来の目的・趣旨を理解し、安全かつ適切な運営ができること。

②労働関係法令に基づく労働契約を結ぶとともに、契約を適正に履行すること。（賃金の支払いや休憩の付与等）

③労災保険の加入など、必要な手続きを行うこと。

④長野県ならではの就労経験が得られる事業者を優先すること。

### (3) 交流イベントの実施

参加者に地域での暮らしを丸ごと体感し、地域社会との関わりを深めてもらう観点から、市町村や地域の団体と連携して実施する地域との交流イベントの企画、運営支援を行うとともに、参加者及び受入事業者等との調整を行うこと。原則として、各参加者が地域との交流イベントを各1回以上経験できるよう企画すること。

なお、交流イベント部分については、地元事業者等に再委託を可能とする。再委託金額は、1地域50,000円程度を想定している。

### (4) 体験プログラムの設計及び参加者の募集、マッチング

上記(2)で募集した受入事業者や市町村等の関係機関とともに体験プログラムを設計し、参加者の募集及びマッチングを行うこと。マッチングの際には、参加希望者とプログラム内容にイメージの齟齬がないようにすること。

【設計プログラム数】

1地域1プログラム以上 合計10プログラム程度

【参加者人数目標】

1地域3～5名程度 合計50名程度

【プログラム実施日数】

1回あたり1週間(6泊7日)程度とする。

【参加者のターゲット層】

県外(特に大都市圏)

年代…20歳代～40歳代をメインターゲットとする。

性別…問わない。ただし、女性が参加しやすいことが望ましい。

(ただし、雇用の求人のマッチングを行う場合は、求職者の年齢制限及び在住地の制限ができないことを鑑み、上記条件は目安とする)

(5) 体験プログラムの周知・参加者の募集活動

体験プログラムの周知や参加者の募集について、ターゲット層に広く広報できるような媒体、手法を提案すること。また、広報物を作成する場合は、その内容及び部数等を県と協議すること。また、作成後の著作権は、県に帰属するものとし、電子データを県に提出すること。

参加者の申し込み受付は受託者が行い、申込情報を適切に管理し、参加申込者に対して必要な連絡を適宜行うこと。

なお、総務省の「ふるさとワーキングホリデー」制度を活用した広報を予定しているため、必要な情報について県に提供すること。

(6) 参加者の宿泊場所や移動手段の情報提供

市町村等の関係機関や受入事業者と連携し、参加者が滞在期間中に滞在(宿泊)することができる場所及び域内での移動手段の情報を取得・整理し、参加者へ提案すること。

滞在中の移動手段及び宿泊施設については、委託の範囲内で借上げること。なお、1プログラム期間中1名あたり30,000円を想定しているが、実際の費用が上回る場合は参加者負担を基本とし、金額については県と協議の上、決定する。

(7) 参加者の滞在中のフォロー

受託者は、参加者が滞在している期間、参加初日の打合せや仕事体験のフォロー、観光・交流のナビゲート、トラブル発生時の対応等、参加者が円滑に体験プログラムを実施でき、参加満足度が高くなるようフォローすること。

(8) 緊急時の対応

滞在中に天災、事故、疾病等の事態が発生した場合は、参加者の安否確認や安全確保等対応を適時適切に行うこと。また、保険への加入手続きなど滞在中に必要な措置を適切に講じること。

(9) 事前打合せ、進行管理

事業実施にあたっての関係者同士の打合せや、事業の進捗状況を確認するための打合せを適宜設定すること。打合せ実施に係る調整は、受託者が行うこと。

(10) アンケートの実施

受託者は、参加者、受入事業者、関係市町村に対して、本事業に対する感想・意見（良かった点、改善点など）や、本県での仕事や暮らしに関するアンケートを行うものとする。また、参加者に対するアンケートについて、プログラム参加前と参加後の本県への関心度向上を図る項目を入れること。

アンケート項目は、事前に県と調整すること。

## 6 事業実施体制

### (1) 総括責任者の配置

本事業の進捗を管理する責任者を1名配置すること。

本事業に係る会計、庶務等に関する担当者を明確にしておくこと。

なお、総括責任者との兼任は妨げない。

## 7 県への報告

### (1) 事業完了報告

受託者は、委託業務完了時に事業の成果を取りまとめた事業完了報告書（様式第1号）に事業実績報告書（様式任意）を添えて令和9年3月31日までに県へ報告すること。

## 8 成果目標

(1) プログラム参加人数 40名以上

(2) 参加者の長野県への関心度向上 80%以上

## 9 委託費の返還

実績報告書に基づく成果の確認において、目標が達成されていない場合において、悪意がある場合や達成されない程度が甚だしい場合、又は委託契約の内容もしくはこれに付した条件に違反した場合は委託費の全部または一部の返還を求める。

## 10 特記事項

(1) 受託者は、本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。

(2) 委託事業実施にあたっては、個人情報の保護や労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他関係法令の遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

(3) 受託者は、本事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。

(4) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとする。

(5) 本事業の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む。）等については 県に帰属する。

(6) 本事業を実施する中で県の実施する他の事業と関係する場合には、連携・調整の上で実施するものとする。

(7) 個人情報の取得・保護・管理については十分な注意を図り、流失・損失が生じないこと。